

浜松市教育委員会告示第1号

博物館法（昭和26年法律第285号）第11条の規定に基づき博物館の登録が行われたので、同法第14条第2項及び博物館の登録に関する規則（平成27年浜松市教育委員会規則第13号）第10条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和8年3月30日

浜松市教育長 野 秋 愛 美

No.	名称	所在地	設置者名称	設置者住所	登録年月日
1	浜松科学館	静岡県浜松市中央区 北寺島町256番地の3	浜松市	静岡県浜松市中央区 元城町103番地の2	令和6年 10月18日
2	浜松市美術館	静岡県浜松市中央区 松城町100番地の1	浜松市	静岡県浜松市中央区 元城町103番地の2	令和7年 12月22日
3	浜松市秋野 不矩美術館	静岡県浜松市天竜区 二俣町二俣130番地	浜松市	静岡県浜松市中央区 元城町103番地の2	令和7年 12月22日